

人事行政の運営等の状況

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の給与の状況	3
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	10
4	職員の分限及び懲戒処分の状況	11
5	職員のサービスの状況	12
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	12
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
8	公平委員会の状況	13

平成18年12月

神石高原町

【神石高原町人事行政の運営の状況】

町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神石高原町条例29号）第4条の規定に基づいて毎年度1回公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の採用状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）（単位：人）

職 種	区 分				合 計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度	その他選考	
行政職					0
技能労務職					0
教育職					0
合 計	0	0	0	0	0

（注） 臨時的任用職員及び県派遣職員を除いています。

（2）職員の退職状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日）（単位：人）

職 種	区 分							合 計
	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
行政職	2	8						10
技能労務職	1							1
教育職								0
計	3	8	0	0	0	0	0	11

（注） 臨時的任用職員及び県派遣職員を除いています。

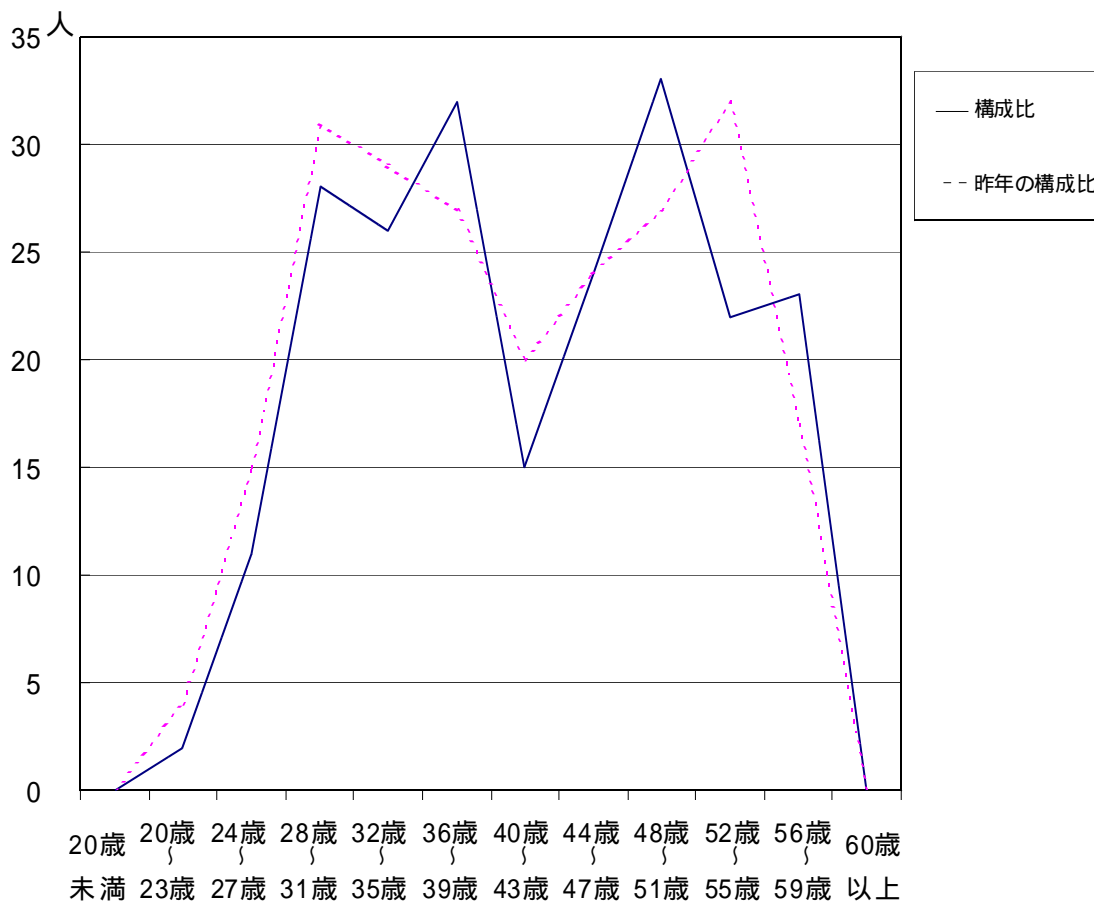
（3）職員数の状況

部門別職員数の状況 （平成18年4月1日現在）（単位：人）

区 分		職員数
一般行政部門		176
	一般管理（福祉関係以外）	109
	福祉関係（民生・衛生）	67
特別行政部門		21
	教育	21
企業会計部門		19
	簡易水道	3
	農業集落排水	2
	国保事業・老保事業・介護保険事業	14
総 計		216

（注） 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者を含み、教育長、派遣職員、臨時及び非常勤職員を除いています。

年齢別職員構成の概要（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	11人	28人	26人	32人	15人	24人	33人	22人	23人	0人	216人

定員適正化計画の数値目標

ア 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年3月31日	総定員ベースで 39人（17.3%）の削減 概ね10年間で類似団体数値になるよう目標数値を設定。 権限移譲等による職員配置を考慮している。

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数 187人

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人）

区 分	H16.11.5	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
一般行政部門	減員	/	4	22			40
	増員	/	0	12			6
	差引	/	4	10			34
	職員数	190	186	176			152
特別行政部門	減員	/		3			0
	増員	/	1	1			0
	差引	/	1	2			0
	職員数	22	23	21			23
教育	減員	/		3			0
	増員	/	1	1			0
	差引	/	1	2			0
	職員数	22	23	21			23
企業会計部門	減員	/	0	1			5
	増員	/	1	3			0
	差引	/	1	2			5
	職員数	16	17	19			12
計	減員	/	4	26			45
	増員	/	2	16			6
	差引	/	2	10			39
	職員数	228	226	216			187

（注） 計画期間は、平成17年度から平成21年度の5年間です。教育長は含みません。

2 職員の給与の状況

（1）総括

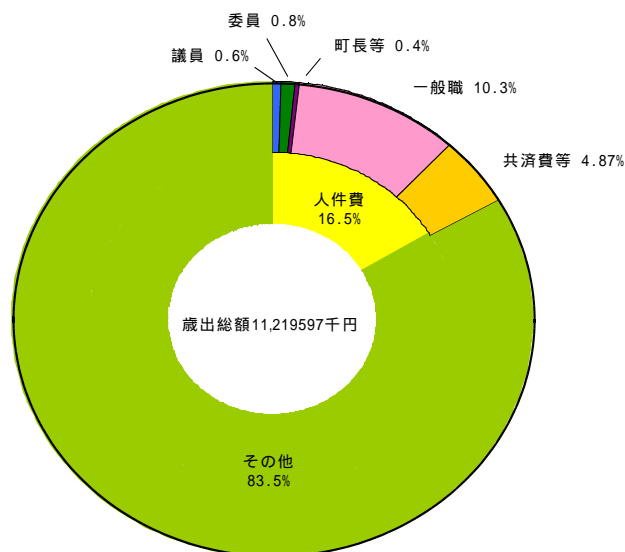
人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、職員に支払われた給与，退職手当，議会議員，非常勤の特別職，町長などに支払われた報酬などのほか，地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

（単位：千円，％）

区 分	住民基本 台帳人口 (H17度末)	歳出額 A	実 質 収 支	人件費 B	人件費率 (A/B)	(参考)
平成17年度	12,127	11,219,597	386,453	1,853,225	16.5	

歳出総額に占める
人件費の割合



職員給与費の状況（普通会計予算）

平成18年度当初予算（普通会計）に計上された給料，職員手当（扶養手当，住居手当，通勤手当など）及び期末・勤勉手当の給与の総額は約12億6千500万円で，職員1人当たりの額は約611万円となっています。

（単位：千円）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成18年度	207	842,375	80,903	341,755	1,265,033	6,111

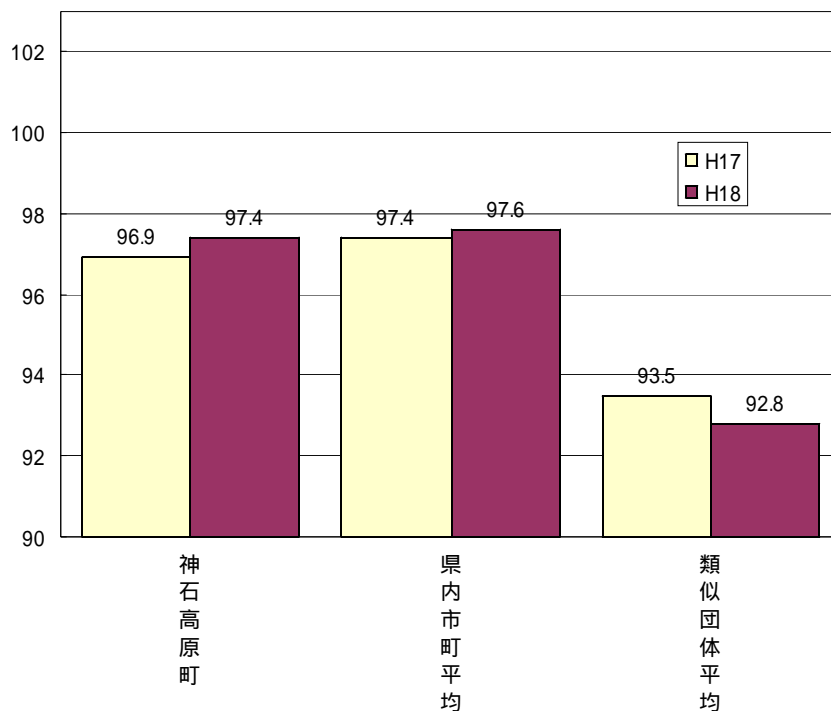
（注）職員手当には共済費及び退職手当は含みません。

特記事項

現在の財政状況などから，緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
町長・助役・教育長	給料の減額 給料の10%を減額	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日
一般職の職員	管理職手当の減額 50%の削減	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



（注）県内市町平均には，広島市を除く。

(2) 職員の平均給与月額，初任給等の状況

職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年1月1日現在）

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41歳8月	336,230円	355,458円

イ 技能労務職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
51歳1月	359,209円	370,990円

(注) 1 「平均給料月額」は，平成18年1月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 なお，職種区分については，地方公務員給与実態調査要領によるものです。
 2 「平均給与月額」は，給料月額と毎月支払われる扶養手当，通勤手当，住居手当の額を合計したものです。

職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

職員の初任給と2年間引き続き勤務した場合における給料は，次のとおりです

区 分		神石高原町		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	160,200円	177,400円	(種) 170,700円	184,400円
	高 校 卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高 校 卒	138,800円	148,500円	-	-

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

引き続き勤務する職員の10年後から25年後の平均給料月額は，次のとおりです。

区 分		経 験 年 数			
		10年	15年	20年	25年
一般行政職	大 学 卒	260,500円	304,700円	332,700円	344,800円
	高 校 卒	220,400円	268,200円	311,300円	336,000円
技能労務職	高 校 卒	220,400円	268,200円	311,300円	336,000円

(注) 標準的な職務階級による給料である。

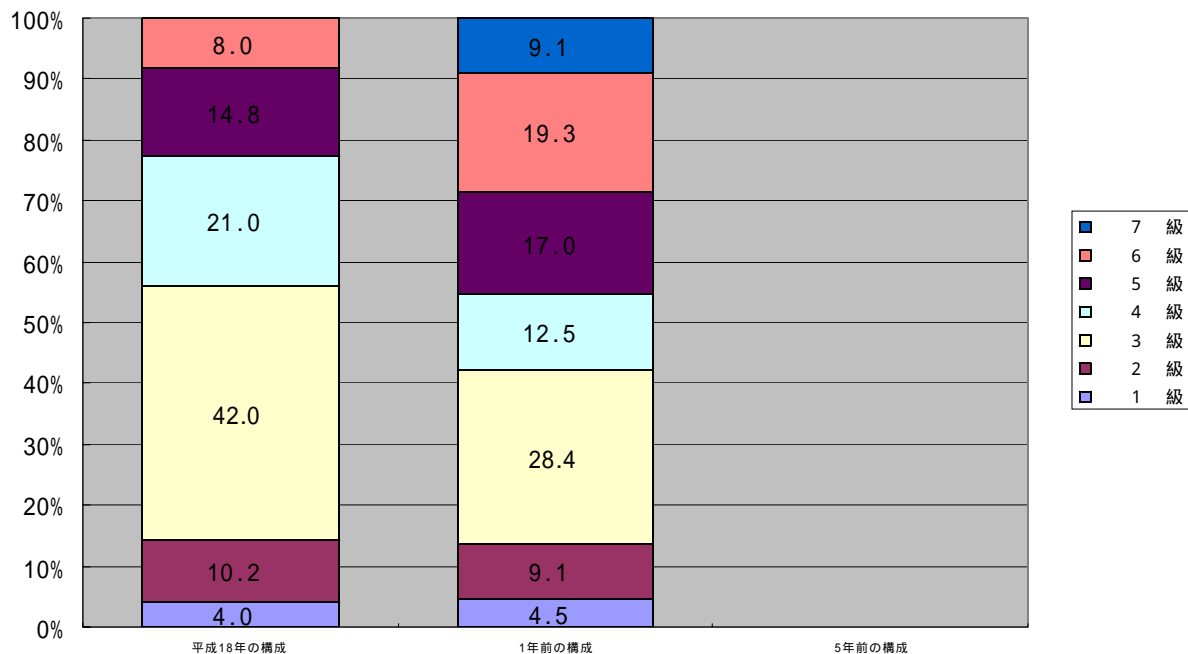
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

職員は，その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の場合，それぞれの標準的な職務内容，職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	一 般 行 政 職			
	級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
平成18年4月1日現在	1 級	主事・技師	7	4.0
	2 級	主任主事	18	10.2
	3 級	主任	74	42.0
	4 級	係長・主査	37	21.0
	5 級	課長・課長補佐・所長・室長・館長	26	14.8
	6 級	支所長・課長・室長・局長	14	8.0
	計		176	100

級別職員数（平成18年4月1日現在）



注)給料表が6級制となり、3級と4級が3級に、5級が4級に、6級が5級に、7級が6級になりました

昇給期間短縮の状況

職員の昇給においては、勤務成績が特に良好な場合や上位の職に昇任した場合などに、普通昇給期間(原則12月)を短縮して昇給させていますが、その職員数及び各区分の全職員数に応じた比率は、次のとおりです。

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
平成17年度	職員数 (A)			
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)			
	比 率 (B / A)			
平成16年度	職員数 (A)	-	-	-
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	-	-	-
	比 率 (B / A)	-	-	-

(注) 合併に伴う旧町村職員間の給与格差の是正のため短縮又は延伸を実施した。

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

神石高原町	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,633千円	-
(平成17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.45 月分 (1.60 月分) (0.75 月分)	(平成16年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.45 月分 (1.60 月分) (0.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%-10%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%-20% ・管理職加算 10%-25%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合です。

退職手当(平成18年4月1日現在)

神石高原町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置	2%~20%加算		定年前早期退職特別措置	2%~20%加算	
早期勸奨退職特例措置	3%~30%加算				
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
千円		23,658千円	千円		23,658千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 前年度に退職した職員に支給された平均額です。

調整手当

支給区分なし

特殊勤務手当

支給区分なし

時間外勤務手当

区 分	金 額
支給実績(平成17年度決算)	25,807千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	153千円
支給実績(平成16年度決算)	37,252千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	164千円

その他の手当（平成18年4月1日現在）

（単位：千円）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成17年度決算）	支給職員1人 当たり平均支給 年額（平成 17年度決算）
扶養手当	扶養する親族がある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の2人目まで 6,000円 ・配偶者のない職員にあっては1人目11,500円 ・配偶者が扶養親族でない職員にあっては1人目6,500円 ・その他の扶養親族 5,000円 ・特定期間の加算 5,000円	同じ		0	0
住居手当	自宅を新築した職員に支給 ・新築後5年間 2,500円 借家に居住している職員に支給 ・支給限度額 27,000円	同じ		0	0
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 55,000円限度 ・交通用具(通勤距離に応じて) 2,000円～27,600円	異なる	国の制度 ・交通機関 55,000円限度 ・交通用具 2,000円～24,500円	23,255	118
単身赴任手当	単身赴任をする職員に支給。 ・基本額 23,000円 ・配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円～45,000円の加算	同じ		0	0
管理職手当	管理職員に支給 ・職区分に応じ 給料月額×8%～12% 支所長 10% 本庁の課長・室長・調整監等 10% 支所課長・保育所長等 8%	異なる	対象・支給率	8,050	237

（5）特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区分	給料/報酬月額	期末手当	退職手当
町長	667,800円	2,534,301円	給料月額×在職年数×5.0(任期毎)
助役	585,900円	2,223,491円	給料月額×在職年数×3.0(任期毎)
教育長	545,400円	2,069,793円	給料月額×在職年数×2.5(任期毎)
議長	300,000円	1,138,500円	/
副議長	245,000円	929,775円	
常任委員長	235,000円	891,825円	
議員	225,000円	853,875円	

（注）町長・助役・教育長の給料は、財政事情から特例として給料または報酬が減額されています。
このことにより期末手当も減額となっています。

(6) 企業会計等の状況

簡易水道事業

ア 職員給与の状況

(ア) 決算

(単位：千円，%)

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (A/B)	(参考)
平成17年度	178,510	11,931	19,045	10.7%	

(イ) 予算

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	3	12,579	1,591	4,875	19,045	6,348

(注) 職員手当には共済費及び退職手当は含みません。

(ウ) 特記事項

イ 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
44歳4月	358,600円	380,600円

ウ 職員の手当の状況

手当名	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(平成17年度決算)
期末勤勉手当	4,874千円	1,625千円
時間外勤務手当	534千円	178千円
扶養手当	253千円	253千円
通勤手当	504千円	168千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成18年4月1日現在・休息時間は、平成18年7月1日から廃止)

1週の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況 (平成17年度)

職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数
3.4時間

(3) 年次有給休暇の取得状況 (平成17年)

職員1人当たりの平均取得日数	取得率
10.2日	51.0%

(注) 取得率 = 平均取得日数 ÷ 20日

(4) 特別休暇等の内容 (平成18年4月1日現在)

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
(1) 職員が選挙権その他公民権としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(2) 職員が、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3) 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務若しくは事業の全部若しくは一部の停止 (台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。)	必要と認められる期間
(4) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(4)の2 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における5日の範囲内の期間
(6) 6週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 (産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法 (昭和40年法律第141号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週 (第6月末) までは4週間に1回、妊娠満24週 (第7月) から満35週 (第9月末) までは2週間に1回、妊娠満36週 (第10月) から出産まではその間に1回 (医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数) とし、その都度必要と認められる時間
(9) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用	正規の勤務時間の始め又は終わりにおい

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	て、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(10) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
(11) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用とする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(12) 職員の扶養親族である満19歳未満の子の養育（学校行事・保護者会・予防接種等）又は看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
(13) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長が定める期間内における3日の範囲内の期間
(14) 職員の親族（別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(15) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後町長が定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて4日の範囲内の期間
(17) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(20) その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

(5) 育児休業等の取得状況（平成17年度）

育児休業取得者	部分休業取得者
3	0

（注）取得者数は年度内に新規取得した数を示しています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成17年度）

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			1		1
職に必要な的確性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定めた事由による場合					0
計	0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分者数 (平成17年度)

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
計	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職員の地方公民の派遣等に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく派遣の状況(平成18年4月1日現在)

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数(人)		
		役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第2条第1号			0
	一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号			0
	特別の法律で設立された法人 派遣法第2条第3号			0
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第2条第4号			0
	小計	0	0	0
退職派遣	特定法人 派遣法第10条			0
	合計	0	0	0

(2) 営利企業等の従事許可の状況(平成17年度)

区 分	人(件)	備 考
許可人数 (または許可件数)	1	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

研修に関する基本方針の策定

策定の有無	策定期期
有	平成18年3月

研修の実施状況(平成17年度)

ひろしま自治人材開発機構等における研修の状況

研修の種類	研修数	本年度受講者数	前年度受講者数
一般研修(指名研修)	3	15	3
特別研修(選択研修)	2	2	2
海外研修	1	1	0

(2) 勤務評定の状況 (平成17年度)

策定の有無	導入予定時期
無	平成19年1月

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制 (平成17年度)

区 分	選任事業所数
総括安全衛生管理者	箇所
衛生管理者	1 箇所
安全衛生推進者等	箇所
産業医	箇所
衛生委員会	1 箇所

(2) 職員の福利厚生事業の状況 (平成17年度)

事 業 名	事 業 内 容
職員の健康診断等	
短期人間ドック (県市町村職員共済組合)	1日または1泊2日ドック
定期総合検診	
その他の事業等	
メンタルヘルス対策事業	相談事業 (県市町村職員共済組合)
職員互助会補助事業	県市町村職員共済互助会により実施
ライフプラン推進事業	相談事業 (県市町村職員共済組合)

(3) 公務災害の認定状況 (平成17年度)

区 分	発生件数
公務災害	3件
通勤災害	0 件
計	3件

8 公平委員会の状況

(1) 公平委員会の事務の委託 (平成17年度)

地方自治法第7条第4項の規定により県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

(2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況 (平成17年度)

勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

その他

・ 職員団体の登録の状況

登録団体名：自治労神石高原町職員労働組合

・ 管理職員等の範囲の指定の状況